

洲本市移住支援事業のご案内【東京 23 区→移住＋就業 or 起業】

洲本市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、兵庫県と協働して、東京圏から洲本市内へ移住した方で、次の①に定める要件を満たす方のうち、②、③又は④の要件を満たす就職又は起業をした方に対して、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を支給します。

① 移住等に関する要件	移住元に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア 住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと。 イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算とすることができる。) ウ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。 ※東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 ※条件不利地域：東京都の檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村、 埼玉県の秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町、 千葉県の館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、神奈川県の山北町、真鶴町、清川村
	移住先に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア 令和2年4月1日以降に転入したこと。 イ 申請時において転入後3か月以上1年以内であること。 ウ 洲本市に、申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。
	その他の要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 イ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 ウ 市税等を滞納していないこと。 エ その他兵庫県又は洲本市が不相当と認めた者でないこと。
	世帯に関する要件 (世帯申請の場合)	次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。 イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。 ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和2年4月1日以降に転入したこと。

(裏面あり)

② 就職に関する要件	一般の場合	次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア 勤務地が兵庫県内に所在すること。 イ 就業先が、兵庫県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。 ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。 エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて県実施要領第5の2(1)①及び②に示す対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。 オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。 カ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
	専門人材の場合	内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア 勤務地が兵庫県内に所在すること。 イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。 ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
③テレワークに関する要件		次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
④起業に関する要件		申請日から過去1年以内に兵庫県が実施する「ふるさと起業・移転促進事業（東京23区枠）」の交付決定を受けていること。
申請期限		対象求人 ¹ に在職3か月以上又はふるさと起業・移転促進事業（東京23区枠）交付決定以後で、移住後3か月以上1年以内の期間【 <u>受付期間は4月1日から2月末日まで</u> 】
申請方法		申請書と必要書類を添えて、洲本市魅力創生課に申請してください。

※洲本市から転出した場合、対象の職を辞した場合などには、移住支援金の一部又は全部の返還が求められます。

【お問い合わせ先】洲本市魅力創生課（0799-24-7641）